

田村市立幼稚園給食費無償化実施要綱

(趣旨)

**第1条** この要綱は、子育て支援を推進し保護者の負担軽減を図るため、田村市学校給食費条例(平成23年田村市条例第15号)第3条の規定に基づき徴収される学校給食費を無償化することに関し、必要な事項を定めるものとする。

(無償化の対象となる保護者等)

**第2条** 無償化の対象者は、次の各号の全てに該当する者とする。

- (1) 田村市立の幼稚園に在籍している児童(以下「児童」という。)を養育していること。
- (2) 保護者及び児童が田村市に住所を有していること。

(その他)

**第3条** この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

**附 則**

この告示は、公布の日から施行し、令和元年10月1日から適用する。